

2017年6月22日

大津市の原子力災害避難計画等についての意見交換

～大津市の新たな避難計画について～

～6月14日規制庁交渉を踏まえて～

質問・要望書

大津市長 越 直美 様

日頃より大津の住民の安全な暮らしを守るためにご尽力いただき、ありがとうございます。また、高浜原発3、4号機の再稼働に際して、市長として反対を表明していただいたことは、私たち原発のない社会を望む市民にとっては大変心強く、嬉しいことでした。改めて感謝申し上げます。

さて、滋賀県では越市長や三日月知事、米原市長が再稼働に反対を表明してくださったにも関わらず、関電は福井県知事と高浜町長の下承だけで、5月17日には高浜4号機の原子炉を起動し、続いて、6月6日には3号機の原子炉起動も強行しました。

原子力災害対策で私たちが重視しているものに安定ヨウ素剤があります。ご存知のように、安定ヨウ素剤は万が一の事故時に、放射性ヨウ素を体に取り込んでしまう前に予め服用することで、甲状腺がんのリスクを軽減できることがわかっています。

滋賀県ではUPZ内の学校・幼稚園・保育所・病院・福祉施設等の避難弱者施設で安定ヨウ素剤が備蓄されています。私たちは、2016年10月27日、「若狭の原発から30km圏内京都府・滋賀県の保育所・学童施設等への原発事故時の避難計画に関するアンケート結果」を発行しました[資料1]。幼稚園等の現場で、不安が最も多かったのは、安定ヨウ素剤に関するものでした。いくつかの幼稚園・学童施設を訪問しましたが、「避難時に対応することは難しい」「副作用のチェック等を事前に行い、事前配布が必要」等々の声を聴きました。

また、滋賀県内のUPZ圏外の市町では、米原市、日野町、甲賀市などが既に備蓄（愛荘町は購入検討中）して、屋内退避、緊急避難措置と並行しての配布を検討している段階です。そこで、私たちは万が一の緊急時に大混乱の中で地域住民全てに問診を行い、配布することは不可能という考えから、前述の市町には一歩進めた事前配布と住民説明会を要望しています。近畿圏では、兵庫県篠山市（福井原発群から約50km）が既に事前配布されており、北関東の茨城県ひたちなか市では、身近な薬局で薬剤師が説明と問診をすることで安定ヨウ素剤を受け取れるようにするなど、行政にも住民にも無理の少ないシステムで安全と安心が得られるように取り組まれています。

米原市は、篠山市やひたちなか市の事例を参考に、事前配布について検討してく旨を表明されています。[資料2 米原市長の回答]

万が一の事故はいつ起こるか予想が付きません。しかしながら、高浜原発2機が再稼働してそのリスクが上がっていることは確かです。滋賀県の大気シミュレーションの放射性物質拡散予測（風速4m）では最短で2時間程度で大津市にも到達します。[資料3]

安定ヨウ素剤は、事故時に迅速に服用しなければ意味がありません。市内数か所で分散備蓄するだけでは不十分です。事故時に身を守れるものは、避難と安定ヨウ素剤しかありません。

福島県には事故当時大量の安定ヨウ素剤が備蓄されていましたが、ほとんど配布されませんでした。福島県内の甲状腺がんは、悪性・その疑いがある子どもは185名（一人は良性）と公表されていました。しかし実際には、大人も含めて1082名もの人々が甲状腺がんの手術を受けていたことが明らかになっています。さらに、千葉県等でも子どもの甲状腺がんの発症が確認されています。

安定ヨウ素剤は、下記の日本医師会ガイドブックにあるように、被曝前あるいは被曝後早期に服用しなければ意味がありません。

安定ヨウ素剤の服用時期と効果	
放射性ヨウ素に曝露する24時間前	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素に曝露した8時間後	40%の抑制効果
放射性ヨウ素に曝露した24時間後	7%の抑制効果

日本医師会「原子力災害における安定ヨウ素剤服用ガイドブック」より

安定ヨウ素剤に関する要望事項

- ◇ 大津市でも、安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。

以下、安定ヨウ素剤と避難計画についての質問にお答えください。

【安定ヨウ素剤に関する質問】

【質問1】安定ヨウ素剤はどこに備蓄してありますか。

大津市では、市民が適切な時期に安定ヨウ素剤を服用できるよう整備されていますか。整備されている場合、それは夜間、荒天、積雪、震災等で交通が遮断された場合も実行可能な計画ですか。

【質問2】「大津市原子力災害避難計画」（2019年2月：以下「大津市避難計画」とする）では、避難時に「避難集結場所や避難中継所等にて、原則として医師の関与の下で」配布するとなっています。しかし、この方法で、避難の混乱の中で早期に服用することは可能でしょうか。事前配布が必要ではないでしょうか。

【質問3】丸薬が飲めない乳幼児用のゼリー状ヨウ素剤の配備の予定はありますか。

【質問4】現在、規制庁のガイドラインでは40歳以上も配布することになっていますが「大津市避難計画」では、40歳以上は配布対象になっていません。これはなぜですか。福島原発事故でも40歳以上の住民も甲状腺がんを発症しています。

【「大津市避難計画」に関する質問】

【質問5】「大津市避難計画」は、滋賀県との調整等は済んでいますか。

【質問6】避難経路として、国道161号線も指定されています。161号線は、高島市民だけでなく、福井県4市町住民の避難ルートとしても追加されました（国道303→国道161→兵庫県の避難所）。激しい渋滞が予想されますが、これらを考慮されていますか（図参照）。



【質問 7】スクリーニングや除染を行う避難中継所として 3 か所示されています(12 頁。伊香立公園、妹子の郷、和邇文化センター)。スクリーニング・除染の機材準備、汚染水対策等はできていますか。

【質問 8】避難所一覧(14~21 頁)では、高島市の住民が避難する避難所と重なっている施設が 5 5 件あります。12 頁では「高島市の広域避難所として一部の指定避難所が指定されているため、高島市との協議の上、避難所を開設」と書かれています。高島市との協議・調整はできていますか。

【質問 9】避難所一覧は示されていますが、どの地区の住民がどの避難所に行くのかのマッチングはできていますか。

【質問 10】要援護者の避難手段や避難先は具体的に決まっていますか。

クレーン倒壊に関する要望事項

1. 滋賀県に下記を求めてください。

- ・高浜原発のクレーン倒壊問題について、関電に地震による倒壊の評価を実施させ、規制庁はそれを審査すること。
- ・その結果を住民に説明すること。

2. 高浜原発 3・4 号の運転を止めるよう関電と国に求めてください。

【情報】6 月 14 日規制庁交渉の結果明らかになったこと

規制庁の回答：

「規制庁は、関電の対策は保安検査では確認しない」

「風だけでなく、地震によるクレーン倒壊の評価・対策は、関電がやるべき」

1 月 20 日に起こったクレーン倒壊事故は、高浜原発 1・2 号機の 40 年超え寿命延長工事の最中でした。京都府や 30km 圏内の京都府 7 市町自治体等では、警報が出るほどの強風であったにもかかわらず、クレーンのアームを畳まなかったことや、クレーンの倒壊範囲内に 3, 4 号機の緊急時対策所用の電源車等が配置されていたことなど、関電の安全管理のずさんさに強い批判が出ています。県内でも 5 月に行った愛荘町、日野町、米原市への申し入れでは、それぞれの原子力防災担当者の方々も、関電の安全対策について疑問を呈しておられました。

滋賀県の原子力安全対策連絡協議会では専門会議委員より関電に質問がありましたが、地震によるクレーン倒壊の危険性は、非常に重要な問題です。

そのため、私たちは、6 月 14 日に参議院議員会館で、規制庁と交渉を行いましたので、その結果をお伝えします。以下の記述の通り高浜 3・4 号機は再稼働できる状況にはなく、

安全審査上も大きな問題があることが明らかになりました。

規制庁は、「関電は、地震でクレーン倒壊した場合の電源車等可搬型重大対処設備の評価を実施すべき」と述べました。

[6月14日規制庁交渉で明らかになった問題点]

- (1) 高浜 3・4 号機の可搬型重大事故等対処設備（緊急対策所用の電源車や放水砲等）は、クレーン倒壊の範囲内に配置されている。
- (2) 関電が2月17日に規制庁に報告した「添付資料24」で示している「関電の対応手段」については、保安検査では確認しない。関電の裁量権でやるように、関電に任せている。
- (3) 電源車は審査上は4台必要という評価。しかし実際には1台で対応できる。
(市民) 1台の電源車は、燃料補給ができなければ14時間しかもたず、事故収束は不可能だという問いに対しては回答なし。
- (4) 関電が5月11日の京都府30km圏内7市町協議会幹事会で示した、「地震によるクレーン倒壊の評価」（下記の囲み）について、規制庁は聞いていない。
 - ・5月25日の議員レク以降も、何も聞いていない。

なお、総点検においては、地震時の転倒評価も下記のとおり実施している。

[クレーンの地震発生時の転倒耐力と原子力施設への影響]

○大型クレーンは、待機姿勢の場合では震度6弱程度でも転倒しないことを計算で確認済。

○なお、東日本大震災並みの大地震では、クレーン等が転倒、破損するリスクがある。この場合でも、原子力の安全機能は2つ以上の設備や機能を備えており、クレーン等の転倒、破損によって全ての安全機能が失われることのないよう、クレーン等の配置・使用を配慮している。

(5月11日関電資料 「クレーン倒壊事故を踏まえた改善について」6頁より 下線は引用者)

- (5) 基準内容については認める。

許可基準規則及び技術基準規則は、「地震…による影響…を考慮した上で…保管すること」を要求している↓

設置許可基準規則43条3項5号（または、技術基準規則54条3項5号）が「可搬型重大事故対処設備」に要求するもの

地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること」（下線は引用者）

関電は審査で、規則 43 条 3 項 5 号、技術基準 54 条 3 項 5 号の要求を受けて、「地震被害で機能を失うおそれがない場所を選定する」と表明している↓

地震に対しては、被害要因として、周辺構造物の倒壊、周辺タンクの損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不当沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊の各項目を想定し、これらの地震被害で機能を失うおそれがない場所を選定するとともに、当該配備場所の複数個所に分散配置する。（下線は引用者）
(2014. 3. 13. 資料 1-3. 「高浜 3 号炉及び 4 号炉重大事故等対処設備の技術基準適合方針」Ⅱ-18 頁)

- (6) 規制庁としては、地震によるクレーン倒壊については審査していない。
- (7) 高浜 3・4 号の審査・許可時（許可は 2015 年 2 月）とは、大型クレーンの工事等で状況は変わっている。
- (8) しかし、クレーンは常設設備・構造物ではなく一時的な設備なので、基準や審査とは関係がない。（注：高浜 1・2 号の寿命延長工事のため、大型クレーンは今後 2 年間使用）
- (9) クレーン倒壊については重要な問題なので、関電に報告をやらせた。
（市民）風の影響について報告を求めたのなら、地震についても同じ姿勢で報告をもとめることになるのではないか

<市民側>

風でなしに地震で倒れるかもしれない、影響が及ぶかもしれない問題については、関西電力がきちんと評価をして対応すべきだとおっしゃったということでもいいですか。

<原子力規制庁：坂本氏>

はい。それはまちがいないですね。規制側として、審査では見ていないということですので、その要件を欠いて彼らが仮設クレーンをもってきたのであれば、クレーンは倒れないようにする、もしくは倒れるのであれば、倒れた時の評価をして、それで影響がないことは確認をしてもらわないと、いま言われたように審査をずっと、もってきたときにやらないといけないという話になってしまう。裁量権を事業者に与えているわけですから、事業者のほうがかちっと影響評価をして自分たちできちっと守るとしてもらわないと。

- (10) 自治体から説明会出席を求められれば、適切に対応する。

このように、高浜 3・4 号機の安全上重要な設備のいくつかについて、設置変更許可時（2015 年 2 月 12 日）には想定していなかったリスクが、クレーン倒壊事故によって明らかになったわけですから、再稼働どころではありません。

交渉で規制庁は、「関電は、地震でクレーン倒壊した場合の電源車等可搬型重大対処設備の評価を実施すべき」と述べました。関電は再稼働を中止して評価を実施し、説明すべきで、国は審査をやり直す必要があります。

以上、お読み取り頂き、大津市でも地震によるクレーン倒壊の問題点について、滋賀県原子力安全対策連絡協議会等で関電と国に説明を求め、市民にも説明会で説明するよう求めることをご検討いただけましたら幸いです。

2017 年 6 月 22 日



避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／
原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

この件の連絡先：美浜の会

大阪市北区西天満 4-3-3 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581